指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成二十四年十二月二十一日 条例第七十二号

改正 平成二五年 三月二九日条例第二一号 平成二六年 三月二八日条例第三○号 平成二九年 三月二八日条例第一三号 平成三○年 七月 六日条例第四三号

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(第二条―第十条)

第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等(第十一条―第十四条)

第四章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (第十五条—第十七条)

第五章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(第十八条―第二十一条)

第六章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準(第二十二条―第二十五条)

第七章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (第二十六条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条の二第一項各号、第四十三条第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第二項、第八十条第一項並びに第八十四条第一項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

一部改正 [平成三〇年条例四三号]

第二章 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第二条 法第四十一条の二第一項各号並びに第四十三条第一項及び第二項の条例で定める基準は、次 条から第六条までに定めるところによる。

一部改正 [平成三〇年条例四三号]

(指定障害福祉サービスの事業に係る一般原則)

- 第三条 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、利用者(障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。以下この章において同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する 等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努 めなければならない。

一部改正〔平成二六年条例三○号・三○年四三号〕

(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策)

第四条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助 に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させる とともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図る ため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならな い。
  - 一部改正 [平成二六年条例三〇号]

(指定障害福祉サービスに要した費用の請求等に係る記録の整備等)

第五条 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスに要した費用の請求及び受領に係る 記録を整備し、当該費用の受領の日から五年間保存しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第五条の二 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団(愛知県暴力団排除 条例(平成二十二年愛知県条例第三十四号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団 員等(同条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)の支配を受けてはならない。

追加 [平成二九年条例一三号]

(指定障害福祉サービスの事業に係るその他の基準)

第六条 第三条から前条までに定めるものを除くほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七 十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。)に定めるとおりとする。

一部改正〔平成二五年条例二一号・二九年一三号〕

(基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

- 第七条 法第三十条第一項第二号イの条例で定めるものは、次条及び第九条に定めるところによる。 (準用)
- 第八条 第四条の規定は、就労継続支援B型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者について準用する。
- 2 第五条及び第五条の二の規定は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者について準用する。 この場合において、第五条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは、「基準該当障害福祉サービ スに」と読み替えるものとする。
  - 一部改正 [平成二五年条例二一号・二九年一三号]

(基準該当障害福祉サービスの事業に係るその他の基準)

第九条 前条に定めるものを除くほか、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス等基準省令に定めるとおりとする。

一部改正〔平成二六年条例三〇号・三〇年四三号〕

(指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

- 第十条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員のうちに暴力団員等があるものを除く。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあっては、法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
  - 一 暴力団員等
  - 二 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの
    - 一部改正〔平成二九年条例一三号〕

第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第十一条 法第四十四条第一項及び第二項の条例で定める基準は、次条及び第十三条に定めるところ

による。

(準用)

第十二条 第三条から第五条の二までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第三条第一項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第二項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、第五条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成二九年条例一三号〕

(その他の基準)

第十三条 前条に定めるものを除くほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人 員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)に定めるとおりとする。

一部改正〔平成二五年条例二一号〕

(指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件)

第十四条 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人(その役員のうちに暴力団員等があるものを除く。)とする。

一部改正 [平成二九年条例一三号]

第四章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

第十五条 障害福祉サービス事業(法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に限る。以下 この章において同じ。)に係る同項の条例で定める基準は、次条及び第十七条に定めるところによ る。

(準用)

第十六条 第三条、第四条及び第五条の二の規定は、障害福祉サービス事業を行う者について準用する。この場合において、第三条第一項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「障害福祉サービスを」と、同条第二項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成二九年条例一三号]

(その他の基準)

第十七条 前条に定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)に定めるとおりとする。

一部改正〔平成二五年条例二一号〕

第五章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第十八条 地域活動支援センターに係る法第八十条第一項の条例で定める基準は、次条から第二十一 条までに定めるところによる。

(一般原則)

- 第十九条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下この項において同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉 サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努め なければならない。
- 3 第三条第二項及び第三項の規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、 同条第二項中「、利用者」とあるのは「、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障

害児をいう。以下この条において同じ。)」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「サービスを」と読み替えるものとする。

(準用)

- 第二十条 第四条から第五条の二までの規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、第四条第一項中「利用者」とあるのは「利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。第三項において同じ。)」と、第五条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「地域生活支援事業に係るサービスに」と読み替えるものとする。
  - 一部改正〔平成二九年条例一三号〕

(その他の基準)

- 第二十一条 前二条に定めるものを除くほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設 備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十五号)に定めるとおりとする。
  - 一部改正〔平成二五年条例二一号〕

第六章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)

第二十二条 福祉ホームに係る法第八十条第一項の条例で定める基準は、次条から第二十五条までに 定めるところによる。

(一般原則)

- 第二十三条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 第三条第二項及び第三項並びに第十九条第二項の規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、第三条第二項中「、利用者又は障害児の保護者」とあるのは「、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」と、「当該利用者又は障害児の保護者」とあるのは「当該利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「サービスを」と読み替えるものとする。

(準用)

- 第二十四条 第四条から第五条の二までの規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、 第四条第一項中「利用者」とあるのは「利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。第三項において同じ。)」と、第五条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「地域生活支援事業に係るサービスに」と読み替えるものとする。
  - 一部改正〔平成二九年条例一三号〕

(その他の基準)

- 第二十五条 前二条に定めるものを除くほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する 基準(平成十八年厚生労働省令第百七十六号)に定めるとおりとする。
  - 一部改正〔平成二五年条例二一号〕

第七章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

- 第二十六条 法第八十四条第一項の条例で定める基準は、次条及び第二十八条に定めるところによる。 (準用)
- 第二十七条 第三条、第四条及び第五条の二の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、第三条第一項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第二項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。
  - 一部改正〔平成二九年条例一三号〕

(その他の基準)

第二十八条 前条に定めるものを除くほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に 関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)に定めるとおりとする。

一部改正〔平成二五年条例二一号〕

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第二十一号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成二十六年三月二十八日条例第三十号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日条例第十三号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年七月六日条例第四十三号)

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第九条の改正規定は、 公布の日から施行する。